



島根県報

令和2年9月15日（火）

第 141 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（廃棄物対策課）	2

【告 示】

令和2年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	4
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	5
-------------------	---------	---

【特定調達公告】

X線回折装置の調達に係る一般競争入札の実施	（産 業 振 興 課）	5
高度警察情報通信基盤システム導入に係る改修業務委託及び付帯する賃貸借契約 に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第5関係）

2 施行期日

令和2年9月23日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴う様式の整理（様式第12号の2・様式第19号の2関係）

(2) その他様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第73号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第10号地方機関の長専決事項の欄の(2)及び同表出雲空港管理事務所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月23日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第74号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第12号の2中

	合 計	t・m ³ /年
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日	年	月 日

を

	合 計	t・m ³ /年
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（省令第12条の7の16第2項の場合）		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日（法第15条の2の5第2項の場合、受入開始日）	年	月 日

に改め、同様式注2中「破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別」を「同条各号に掲げる施設名」に改め、同様式中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第19号の2中

産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	
-------------------	--

を

産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（省令第12条の7の16第2項の場合）	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第563号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和2年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 募集種目
自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
- 3 応募期間

令和2年9月18日（金）から同年10月8日（木）まで

4 試験期日

令和2年10月10日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

6 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
古山薬局	安来市広瀬町広瀬862	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年9月1日
こころの診療所細田クリニック	松江市田和山町112	精神通院医療	令和2年9月1日
ニコニコ薬局	松江市東津田町1769-5	精神通院医療	令和2年9月1日

島根県告示第565号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字中屋291、291-1、291-3、字空井儀293、293-4、字ゴワン1110から1112まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中屋291・291-1・宇空井儀293・293-4・字ゴワン1111（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和2年10月14日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

- (1) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市堅町2番地先）
- (2) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市天神町69番1地先）
- (3) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市東津田町316番7地先）
- (4) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市東津田町280番11地先）
- (5) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市東津田町700番3地先）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 天神川に架かる天神橋真下の右岸に係留されている船舶 1隻
- (2) 天神川に架かる天神橋真下の左岸に係留されている船舶 1隻
- (3) 天神川に架かる神戸屋橋上流75メートル付近の左岸に係留されている船舶 1隻
- (4) 天神川に架かる神守橋真下の左岸に係留されている船舶 1隻
- (5) 天神川に架かる神守橋真下の右岸に係留されている船舶 1隻

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話0852-32-5736

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

X線回折装置の調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年3月15日（月）

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」又は「(6)光学計測機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 以上の全てを満たす者であって、令和2年10月14日（水）午後5時までに入札参加意向届出書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。入札参加資格申請については、島根県ホームページで確認し、手続きを行うこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ

電話 0852-22-5293 F A X 0852-22-5638

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所

本公告の日から令和2年10月8日（木）午後5時まで、島根県ホームページの「入札情報」にパスワード付きで掲載

する。入札に参加を希望する者は、入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、4の問合せ先に送付すること（FAXによる送付は可能だが、送付後は4の問合せ先に電話で確認の連絡をすること。）。

島根県ホームページ入札情報URL：https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年10月14日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加意向届出書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年10月26日（月）午前11時まで

イ 場所

令和2年10月26日（月）午前9時までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの開札場所とする。

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年10月23日（金）午後5時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年10月26日（月）午前11時

イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 第1会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を

落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A X-ray diffractometer

(2) Time limit for tender : 11 : 00 a.m. October 26, 2020

(Bids by post must be received by 5 : 00 p.m. October 23, 2020)

(3) Contact point for the notice : Innovation Promotion Group, Industrial Promotion Division Department of Commerce, Industry and Labor Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5293

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年9月15日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 件名及び数量

高度警察情報通信基盤システム導入に係る改修業務委託及び付帯する賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和2年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店 支店長 永井 貴久 広島県広島市中区八丁堀16番11号

5 落札金額

42,247,106円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年5月12日